

臼杵市の城下町地区で準防火地域を解除し防火と景観形成を両立させる条例制定を支援

概要

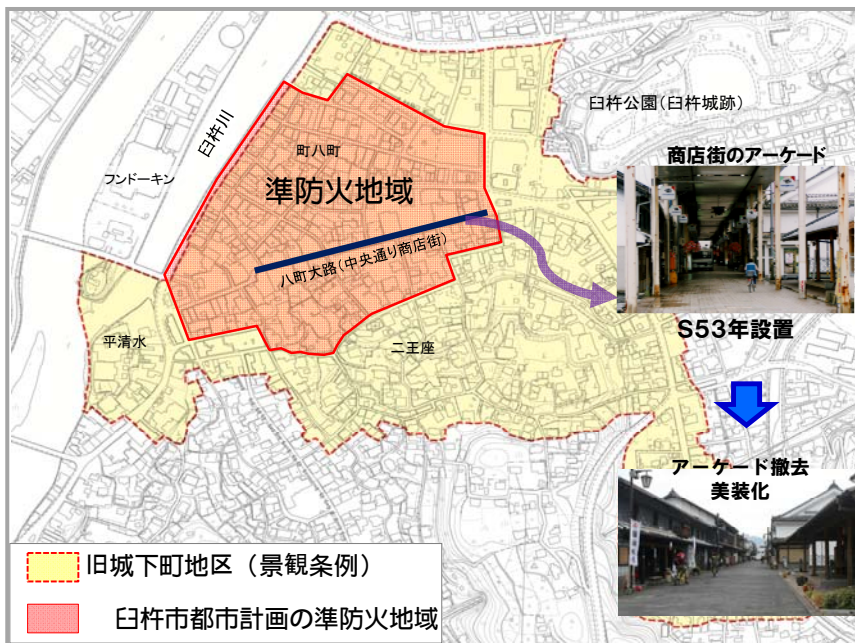
準防火地域の防火制限に基づけば、歴史的な形態意匠での建築が困難であることから、準防火地域を解除し（平成 27 年 12 月）、防災性と景観の両立を図る趣旨で「臼杵市歴史的景観保全に係る防火上の措置に関する条例（以下、臼杵市景観防火条例）」を施行した。

臼杵市の旧城下町地区は景観形成重点地区に位置づけられ、エリアの特徴に即した景観誘導が図られている。



一方で、旧城下町地区の一部は、準防火地域に指定されている。

（上記、町家・平清水エリアの大部分、武家屋敷・寺町エリアと祇園洲エリアの一部）



準防火地域の規定に即して建替え等を行うと、歴史的な意匠を遵守できない可能性がある。

準防火地域内の規定（現在の規制内容の一例）

外壁の開口部(窓やドア)

延焼の恐れのある部分の開口部は防火仕様
・ 窓は網入りガラス・金属製の枠など
・ 玄関等のドアは鉄製又は防火認定製品

鉄製ドア

金属枠+網入りガラス

軒裏

延焼の恐れのある部分の外壁を防火構造とする

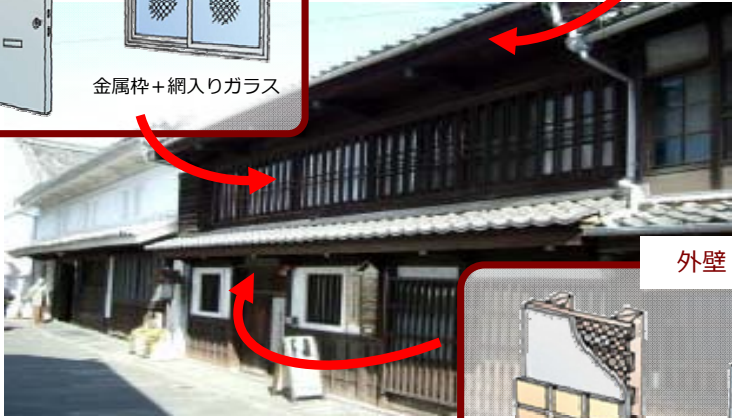
石膏ボード張り

外壁

タイル張り

金属サイディング

延焼の恐れのある部分の外壁を防火構造とする



例：野上弥生子文学記念館

ポイント

外壁、軒裏、建具等、一定の防火性能を持たせれば歴史的意匠を可能とした。

延焼のおそれのある部分の外壁は、準防火性能を有するものにできる。

延焼のおそれのある部分に軒が含まれるときは、当該化粧板の裏側を不燃材料で下張りすれば、軒裏を化粧板張りにできる。

(適合仕様の例)
屋内：杉板張り(≧4.0mm) + 厚さ75mm以上のグラスウール充填
屋外：石膏ボード(準不燃で表面防水処理したもの)の上に下見板張り
※真壁造の柱及びびり部分については、制限の適用なし。

延焼のおそれのある部分で道路に面する外壁の開口部の建具は、防火塗料を塗布した木材と網入りガラスと同等の遮炎性能を有する建築材料を使用し、歴史的な意匠とすることができる。

